

第七回 国会 運輸委員會 議 録 第二十五号

昭和二十五年四月十七日(月曜日)

午前十一時三十二分開議

出席委員

委員長 稲田 直道君  
理事 大澤嘉平治君 理事 關谷 勝利君  
理事 前田 郁君 理事 米窪 満亮君  
理事 木下 榮君  
岡田 五郎君 尾崎 義一君  
片岡伊三郎君 黒澤常次郎君  
土倉 宗明君 島山 鶴吉君  
満尾 君亮君 松井 政吉君  
上村 進君

出席政府委員

運輸事務官 山口 傳君  
(船員局長)

委員外の出席者

専門員 岩村 勝君  
専門員 堤 正威君

四月十五日

委員柄澤やま子君辞任につき、その補欠として林百郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月十七日

林百郎君が理事に補欠当選した。

本日の会議に付した事件

理事の互選

小委員の補欠及び追加選任に関する件

小委員長の選任に関する件

船員職業安定法の一部を改正する法律案 内閣提出第一五七号(予)

海上保安庁法の一部を改正する法律案につき、内閣委員会に申入れの件

○開谷委員長代理 委員長がお見えになりませんので、私がかわつて委員長職務を行います。

これより運輸委員会を開会いたします。

本日の議事に入る前にお諮りいたします。去る十三日林百郎君が理事を辞任いたしましたので、理事が欠員になりましたが、十五日再び同君は運輸委員に選任されましたので、この際林君を理事に選任いたしましたと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○開谷委員長代理 御異議なしと認め、さう決しました。

次にお諮りいたします。岡村利右衛門君より、徳光小委員を辞任いたしましたの申出がありますので、これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○開谷委員長代理 御異議なしと認めます。それでは、ただいまの辞任に伴い、その補欠として河本敏夫君を徳光小委員に指名いたしましたと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○開谷委員長代理 御異議なしと認め、さう決しました。

次に、前会において鉄道電化促進に関する小委員二名の選任を留保いたしておりましたが、この機会に岡村利右衛門君及び林百郎君を小委員に御指名いたします。なおこの鉄道電化促進に関する小委員会の小委員長には、岡村利右衛門君を指名いたします。

○開谷委員長代理 岡田五郎君より、海上保安庁法の一部改正の問題について発言を求められております。これを許します。岡田五郎君。

○岡田(五)委員 過般の運輸委員会における海上保安庁法の一部改正に関する政府委員の説明、また過般内閣及び運輸適合審査会におきましても、政府委員よりいろいろと改正の趣旨の説明を聞きまして、これに對しまして、各委員からいろいろと質疑応答があつたのでありますが、そのうち特に、海上保安庁法のこのたびの改正の根本をなします地方管区海上保安本部の問題でございますが、政府委員の説明を聞きまして、いかにも九つを六つにせんがための改正のように承りました。この趣旨がはなはだわれ／＼委員としては了解に苦しむ点が多々あるものであります。ことにこのたびの改正法案によりまする管区は、ほとんど全部太平洋岸に偏在し、最も海上保安上重要な日本海方面には一つもないという点と、もう一つは、海上保安本部の本来の使命を没却するがごとき、海の都である神戸市を離れて大阪市に移転すること、あるいは門司市を離れて博多市に移転するといふ、海上保安本部の実務を無視するがごとき管区の変更が行われておるやうに、私たちは考えるのであります。かようなことを行いますならば、真に海上保安本部の業務が遂行されるかどうか、非常に懸念に感ずる次第であります。以上の趣旨をもちまして、運輸委員会といたしまして、

海上保安庁法の一部改正に関する法律に對しての修正意見を、提案したいと考へるものであります。

修正意見書の要旨を申し上げます。

と、まず第十二條の改正條文中「六海上保安管区」とあるを「七海上保安管区」に改めたいと存じます。次に管区海上保安本部の位置を改めまして、第四十三條の次に加える別表中、大阪市とあるのを神戸市に、福岡市とあるのを門司市にそれぞれ改め、新たに第七管区海上保安本部の位置として舞鶴市を追加することとしたし、これに關連しまして海上保安管区の区域の一部を変更することにしたい。すなわち第三管区から新潟、長野、富山、石川の各県を除き、第四管区から京都府、島根、鳥取、福井の各県並びに兵庫県の一部を除いて、徳島及び高知の二県を加え、第五管区から徳島、高知の二県及び山口県の一部を除き、第六管区に山口県の一部を加え、第七管区を京都府及び新潟、長野、富山、石川、福井、島根、鳥取の各県及び兵庫県の一部といたしたいと存じます。なお、以上の修正に伴い、附則の第二項を削りまして、條文の整理をするにといたしたいと存じます。以上、はなはだ簡率であります。修正案提案の理由を説明いたしました。

○開谷委員長代理 ただいま岡田五郎君より説明のありました海上保安庁法の一部を改正する法律案に對しては、修正意見を、当委員会の意見として、

内閣委員会に申入れすることに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○開谷委員長代理 御異議なしと認め、さう決しました。

○開谷委員長代理 次に、船員職業安定法の一部を改正する法律案を議題といたし、質疑を行います。質疑の通告があります。これを許します。岡田五郎君。

○岡田(五)委員 まず承りたいことは、船員職業安定法の第一條の第二項でございまして「政府の業務に従事する船舶に雇用され」と書いてあります。従事する船員につきましては適用がないということになつておりますが、承りたいのは、国鉄公社の船員関係につきましてはどういう実情になつておるか。御説明をお願いいたします。

○山口(傳)政府委員 お答えいたします。船員職業安定法で定めております公共船員職業安定所において扱います船員の紹介その他の業務は、その対象になつておるものは、お話の通り官庁の船員だけに対象外になつておりますが、御質問の国鉄のコロレーションの船員につきましては、ただいまのところ扱つております。純然たる官庁船員だけを取扱ひの対象外といたしております。

(開谷委員長代理 退席、前田(郁)委員長代理 出席)

○岡田(五)委員 このたびの改正の趣旨は、従来ありました二以上の海運局の管轄区域にまたがる特別地区船員職業安定審議会というものをやめてしまふ。また一海運局内における一小地区の審議会もやめる。こういうふうになつておるようであります。特にこの大阪海運局、神戸海運局、これは非常にめずらしく近接の地に二海運局がありまして、しかも経済上の単位は阪神地区として一体的に考えられ、また船員関係にいたしましても、その他においても、阪神地区として一体的にこれは審議会検討することが、妥当性を帯びておるのではないかと。かようにも考えるのであります。この神戸海運局、大阪海運局管内を一括いたしまして、特別地区船員職業安定審議会というものを設置する必要があるのではないかと。思うのであります。この点につきましても、政府委員の御説明を承りたいのであります。

○山口(傳)政府委員 ごもつとも御意見でございますが、ただ、今のところは、近畿にも職業安定審議会がございまして、神戸の方にも同様設置をしてございまして、合同していわゆる二海運局にまたがる大地区船員職業安定審議会というものを設けるほどに、今日まで、必要に迫られないで、その都度各個にやつております。しかし将来さういつたような必要な事情が起りますれば、適宜に審議会同士の打合せくらいのことでは、むしろやつてもいいと思ふのであります。わさ／＼一つにする必要はないと思ひまして、実はこの大地区審議会につきましても、一応餘文の上にはございしますが、運用の形式

その他等につきまして十分な成案がなく、今日まで済まされて来ておるわけでありまして。問題のいかによつては、中央の審議会が代行もいたすことができませんし、そうでないような性質の問題につきましては、何らかの形で二地区の安定審議会が適宜に相談をする方法を設ければ、しいてこの際設けなくてもいいやないかと。それでこういう大地区の審議会にいたしまして、あるいは小地区の審議会にいたしまして、今日までのところ特にどうしてもやらなくならぬという強い必要がなかつたので、実は任命をいたしておりません。設けてもおりません。従つて昨年の暮れの審議会の整理統合の際に、現につくつておらなかつた点も考慮されまして、われ／＼として、條文の修正をすることになつた次第であります。大阪、神戸は非常に近接してゐること、また従つてその間で船員問題について十分まとめ、相談をしていゝような場合もあるかと思ひますが、ただいま申し上げましたように、中央における審議会、もしくは二海運局の審議会同士が適宜に連絡をつけられ、まあこの際はやつて行けるのじやないか、かように考えております。

○岡田(五)委員 けつこうです。

○岡田(五)委員 二、三点簡単に御意見をいたしたいと思ひます。船員職業安定審議会というものが従来運用せられておらないということが、提案理由の説明の中にあつたのであります。さういふふうな委員会というものは、これを活用いたしますならば、相当効果

のあるものであると私たち考えるものであります。現在までに運用しなかつたのは、必要がないのではなくして、それを開くというのをしなかつた。いわば政府の一種の怠慢といふやうなことではないのか。あるいは委員の人選といふやうなものを誤つたために、さういふふうなことになるたのではないのか。さういふことの疑問が起るものであります。さういふことにつきまして、当局の御説明を承りたいと思ひます。

○山口(傳)政府委員 もと／＼船員職業安定法をつくりました際に、これより約一年前に始めました陸上の職業安定法を一本のお手本にいたしまして、それに海上労働関係の特殊性を織り込んでおるのでございします。従つていろいろの場合を想定いたしまして、少しりくつ倒れになつておるきらいがあるだらうと思ふのであります。とにかくこの法律を施行いたしまして、ただちに中央と各海運局ごとの審議会の設置に進みまして、これがいろいろな手続関係で約半年くらいひまどりました。さういふものを中央と地方の二つだけ設けまして、審議しておりましたのであります。今お話のように審議会の利用の仕方、あるいは活用の仕方について、いろいろ御意見もあらうと思ひますが、今日までのところ、中央と各海運局ごとの地方の審議会でも、さうかくスタートしたのであります。率直に申し上げまして、まだ審議会自体が、法律で期待しておるほど十分に活用ができるほどの勉強ができておらない。さらにその上に大地区とか、あるいは小地区とか、法律上のものを急に設けることもまだ時期尚早であつたので、

今日まで延びて来ております。先ほど申し上げましたように、ともかく今の中央審議会と各海運局ごとの審議会とを、十分活用して行くことにまず努力を要する。怠慢といへば怠慢かもしれませんが、法律では非常にこまかく規定し過ぎたきらいがありまして、つくつてみました。中央と地方の十分な活用に目下一生懸命勉強しておるといふのが率直な実情でございます。

○岡田(五)委員 現在におきましては、船員が非常に過剰である。ことに運航体制が切りかえになりまして、要するものがたくさんできて来るために、船員がみんな陸へ上らなければならぬ。さういふふうなことになるておるのであります。従来はこの審議会が不必要であつたにせよ、現在のやうな状況におきましては、非常にこれが必要である。さういふふうな私たちが考えるのでございします。さういふことに關しまして、審議会の意向を今まで聞いたことがあるのかないのか。なおこの審議会を廃止するといふようなことは、今の情勢から行きますと、むしろ今までもないものであつても、このやうな重大な時期には審議会でもつくらなければならぬ、これはあらゆる知識を集めて善処するのが最も適當な方法である。さういふふうな考えののであります。さういふふうな進行をいたしまして、この重要な時期にこれを廃止するといふやうなことになるのであります。さういふやうな審議会をなくして、十分現在の船員の失業といふやうな大きな問題が起つて来ておるときに、さういふかえがないかどうか、その点政府に自信があるかどうか、その点を

を伺つておきたいと思ひます。

○山口(傳)政府委員 中央の審議会と、それから海運局ごとに設けられております審議会、これが全部で十あるのですが、この二つの審議会が十分やつて行けるのじやないかと思ひます。かような安定審議会を全廃するのではありません。お話のように非常に進行いたすわけではございしますが、廃止いたすのは特別地区といふ特殊な審議会だけでございします。この点は、過去一年間の審議会運営の実情からいたしまして、政府としても特別地区はまだその必要を認めないといふので、実は予算等にも盛つてなかつたのであります。それで中央の審議会と地方の審議会を十分に活用して、今後これに非常に期待をかけまして、運用をやつて参りたい、かように思つております。

○岡田(五)委員 さういたしますと、特別地区の審議会を、廃止になりますものに対しては、当該委員会に廃止をするといふやうなことを、あらかじめ相談をしたかどうか、これをひとつ承りたい。なお今度乗船をするのになつて、その余剰人員といふか、これは予備船員として、給料を一年間は支給せられることになつております。その後また半年間といふものは、これは失業保険によつてまかなわれる、さういふことになるのであります。その一年半を経過して後は、これらの船員に対してどのような処置をやるのか。この点あわせて詳細に承つておきたいと思ひます。

○山口(傳)政府委員 第一点の、今回の特別地区審議会の廃止について、委員会に相談したかといふお話であります。今回の対象となつてゐる特別

地区というのは、最初から設けてなかつたので、別に既設の審議会を廃止するといふ内容ではございません。さよう御了承願ひたいと思ひます。

それから船員の将来の需給について御質問であります。ただいまのところは、今後の運航体制で下船する者に對しましては、予備員給を含めた補助金が出ることは御案内の通りであります。本年度中におきましては、十月から一部の船につきましては、二割減があるし、それから来年の正月からはさらに半減するといふものも一部ございします。一方私どもとしましては、かような補助金が政府から出るにつきましては、現在の船員に重点を置きましては、御案内のように船員には退職して行く者、あるいは死亡して行く者、いろいろございまして、いわゆる新規に採用する必要があるわけでありまして、さういふ減耗補充に對する新規補充といふことは、今後原則としてやらないといふ建前をとり、一方運航船の増加をはかるために、荷物の吐き出しにいろいろの施策を講じ、あるいは外航へ出て行く。また外航へ出るためには、外航に適する船の造船をやつて行く。要するに運航する船を何とかしてふやす、かようにして参れば、一方において新規補充を当分とめまして、船員の需給は運航の線に對応して、だん／＼とマツチして来るわけでありまして。しかしこれは一応の見込みでありまして、御案内のように一年、あるいはまたその次の半年の期間の失業保険金の支給期間、つまり生活保障期間が過ぎた後において、なおかつ運航船がふえなくて、いわゆる過剰船員があつた場合には、どういふことを考

えておるかといふようなお話でありまして、これは船員局としての少し甘い見方かもしれないが、ともかく五次造船がこの夏過ぎから逐次でき上つて参ります。これらの五次造船は、二十五年中のできまして一応の見通しがありますので、それに対しての必要な船員、これがかれこれ二千名以上あると思ひます。これが外航に出るなり、あるいは内航なりに運航し得るかどうかといふ点を、ひとつ考えてみなくてはならぬわけでありまして、少くとも優秀な新造船ができて、年度内にただいまのところそれが相当期待されますから、その需要が二千名以上ある、一方従来の船員の減耗を考えますと、一年間に多いときは一割以上もございします。これは普通船員と高級船員によつて若干の差がございしますが、終戦直後の混乱した、あるいは不安定な時代の減耗をそのまま想定に使用しますのもむづかしいと思ひますけれども、過去からの長い間の減耗をいろいろな資料を調べて、今後の状態において生ずべき減耗がどの程度であるかといふ、かれこれ一年間におよそ一割くらいは考えてみてもいいのじやないか。月〇・七ないし八、年間に約一割と考へられ

る。そういういたしますと、全船員が全面的に満了いたしますと、全船員がおよそ五万人近くございしますが、そういう方の仕事に全部新規補充をさしとめるわけに行きませんが、大量切りかえをした船あたりは相当期待が持てます。そういう範囲に限りまして、約三万と見まして、三万のかれこれ一割が一年間に減耗すると見ますと、これで三千人くらいは、これは頭数だけの話であります。これをこまかく職種別

に行きますと、いろいろ減耗が違つたりいたしますけれども、総対的に見ますと、三千人くらいはどうしても補充しなければならぬ新規補充をさしとめ、あるいは今後優秀な型の船がございするものがみな動くと思ひますと、かれこれ五千くらいは消化できるというこが言えると思ひます。これは一応の想定であります。そうしますと、一年あるいはまたさらに半年の先を考へますと、かなり需給状態は改善されるのじやないか。しかし今後半年くらいの間の船員の推移といふものを、予備員給を補助しながら、どういふ歩み方をするか、よほど注意して内容を分析して参りたいと思つております。とりあへず船員局としては、四月一日における各船種の下船船員の具体的なリスト・アップまでいたしました。今後船員対策協議会で十分この船員の実態といふものをよく見、さらにそれがどういふものか、数字消化がでないといふことがほぼ確定すれば、その後の対策については、これから勉強して参らうと思つてゐるところであります。

○開谷委員 今のお話は、大体五次造船もでき上つて、それに二千名乗り込ます。なおまた一箇年に減耗するのが一割ないし一割五分と見ても、どうして四、五千人あるといふことで、需給関係が調節できるということですが、こゝういふことになつて参りますと、それは何といひますか、戦時中に急造したところの素質の悪い者だけが淘汰せられる。こゝういふような結果になるとは限らないのでありまして、優秀な者がやめて、そして素質のあま

もそこへ出て来ることを考へ得られるのであります。さういふいたしました場合に、さういふふうな、何といひますか、粗製濫造的な船員が残つて来る。さうしてそれを乗り込ますことになる。非常に海運界が衰微するといふやうなことが起るのではないかと、こゝういふに考へられるのであります。さういふふうなことを、将来の優秀船員を養成するといふやうなことに對しての計画はどういふふうなことでおるのか。その点簡単に伺ひたいと思ひます。

○山口(傳)政府委員 御心配なさる点はごもつともであります。われ／＼としては、御案内のように優秀船員教育機関のうちに、いわゆる再教育機関として、神戸に海技専門学院というのがございします。そこで各船主から派遣を受けて、船員の再教育をやつております。それからまた今度は商船大学の中に包括されましたが、東京にございします海務学院、こゝではわずかではございしますが、外航に備えて、経験者の航海士、として相當の経験を積んでおる人をさらに訓練し、あるいは再教育するといふので、これは大学制度のもとにおきましては、海務学院が専攻科に切りかわるのは、三年か四年後になると思ひますが、その間は従来通り、最高級の幹部を養成する意味でやつていただくことになつております。ただ海務学院の方は、この四月から交通部の方に移管になりましたから、来年度のこととはわかりませんが、本年度までは私どもの方の従来通りの方針で、二十五年は同じような教育を続けてもらふようにして、予算も成立しております。われ／＼も開谷委員の御心配と同じように、外航へ出て行くとき

に、今の船員の素質でいいかといふことの心配がございします。また今後船員需給がよくなる状態で、だん／＼といひ人がやめるやうなことがあつては困りますので、その点は非常に心配いたしておるわけでございます。教育の方に参りますと、ただいまのところは海技専門学院と海務学院、こゝういふところ現に働いておる船員を、各船主から派遣していただいて、さういふことのないように、粒のいい船員をさらによくするやうに、再教育いたしておる次第であります。

○開谷委員 先ほど船員需給が調整せられるといふやうなお話がありましたが、そのほか現在養成しております商船大学の在學生、あるいは地方の商船学校あたりの新しい優秀な卒業生も含めて、需給調整ができ得るといふ見通しであるかどうか。この点を簡単にでつこうでありますから、伺ひたいと思ひます。

○山口(傳)政府委員 学校の方は三年、五年とか先を見てやつておりますので、実は学校卒業生まで含めて考へますと心配にもなりませんけれども、ただいまのところ商船大学から出て参ります者は、こゝ一兩年は定員百六十名で、実際の卒業生は百三、四十名でありまして、これは航海士、機関士であります。中等商船の定員は全部で五百でございますが、全部ひつくるめまして卒業生は二百五十名です。これは若干欠けますから、数にしてはさう多くはございしません。それで一方普通船員につきましては、海員養成所といふところで、一年の本科生と三月の短期養成をやつておりますが、この方は年に約三千人くらいの予定で養成することに

つておりますけれども、ことしは実行上、本科生の一年間の教育の人は全部收容いたしました、三箇月の短期養成の方は、毎回八百名ずつやる予定になつておりますのを、少くとも本年中、ことしの暮れくらいまでは見合せようということ、養成を中止いたしております。

○開谷委員 これで質疑を打ち切ります。

○前田委員長代理 それではきょうはこの程度で質疑を打ち切りたいと思ひます。

次会は公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時十五分散会

昭和二十五年四月二十七日印刷

昭和二十五年四月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷行